

## 第3章 教育・保育提供区域の設定及びニーズ量推計の考え方

### 1. 教育・保育提供区域の考え方

幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「ニーズ量の見込み」や「提供量（提供体制確保の内容）」を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

本計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の「ニーズ量の見込み」及び「提供量」を定めます。

### 2. 教育・保育提供区域の設定

日田市は、市域が広範囲にわたっていることから、自家用車等での移動率が非常に高い状況です。自家用車等を利用する場合、比較的短時間で移動することが可能であるため、教育・保育施設については、「全市域」を1つの提供区域として設定します。

また、地域子ども・子育て支援事業については、現行でも、事業全体の提供区域を設定して事業を実施していないため、「全市域」を1つの提供区域として設定します。

なお、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、児童が安全に通える範囲等を考慮し、「小学校区」を提供区域として設定します。

事業名		提供区域		
		全市域	小学校区	
事業名(国)	事業名(日田市)			
教育・保育施設等		○		
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	子育てサービス利用者支援事業	○	
	延長保育事業	延長保育事業	○	
	放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業		○
	子育て短期支援事業	施設入所委託事業	○	
	乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業	○	
	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	○	
	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	○	
	一時預かり事業	一時預かり事業(一般型・幼稚園型)	○	
	病児保育事業	病児保育事業	○	
	子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業	○	
	妊婦健康診査	妊婦健康診査事業	○	
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収給付事業	○	
	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	○	
	子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯訪問支援事業	○	
	児童育成支援拠点事業	児童育成支援拠点事業	○	
	妊婦等包括相談支援事業	妊婦のための支援給付交付金事業	○	
産後ケア事業	産後ケア事業	○		
乳児等通園支援事業	乳児等通園支援事業	○		

### 3. ニーズ量の推計

#### (1) ニーズ量の推計の基本的な考え方

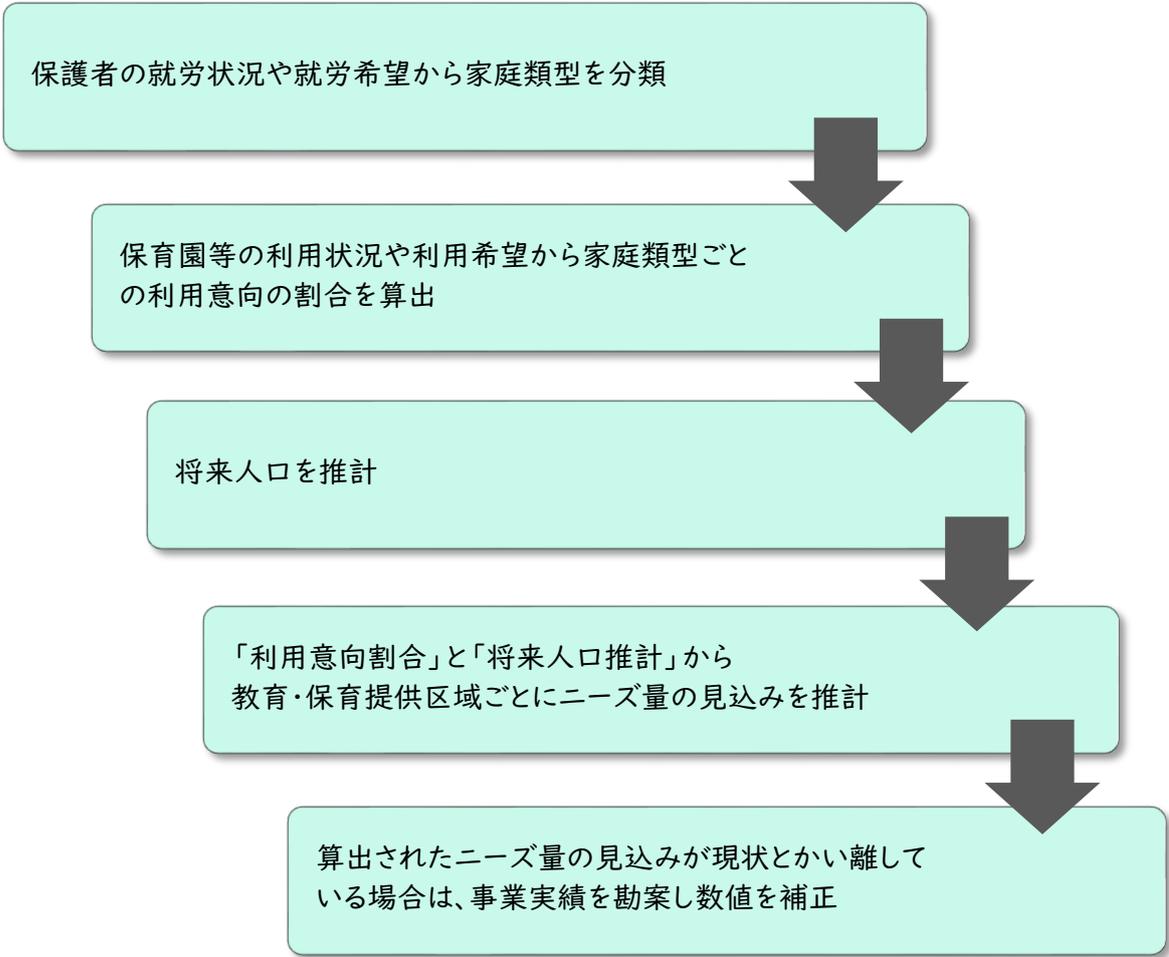
子ども・子育て支援事業計画は、国の基本指針及び手引きに基づき、教育・保育提供区域ごとに、平日日中の教育・保育（認定こども園及び保育園等）及び地域子ども・子育て支援事業の「ニーズ量の見込み（量の見込み）」を設定し、それに対応する「提供量（提供体制確保の内容）」及び「実施時期」について定めることとなっています。

幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「ニーズ量の見込み」や「提供量（提供体制確保の内容）」については、児童の保育の必要性に基づく「教育・保育給付認定区分」ごとに設定する必要があり、さらに対象年齢や対象年齢の将来人口推計等についても勘案した算出を行っています

「ニーズ量の見込み」の推計方法は、国の手引きに基づき「ニーズ調査結果から推計する方法」と、第2期計画期間の各事業の「実績を勘案して推計する方法」があります。

本計画の各事業における「ニーズ量の見込み」については、上記の推計方法を基本としつつ必要に応じ修正を加えることにより、より実態に即した推計を行っています。

なお、子ども・子育て支援法改正による新事業の見込みについても、国の示す基本指針に基づき算出しています。



## (2) 認定区分

児童の年齢や保育の必要性(事由・区分)に応じて、1・2・3号の3つの認定区分に分けられます。

認定区分	年齢区分	保育の必要性	利用できる内容
1号認定	3～5歳児	なし	● 教育標準時間利用 ※認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	3～5歳児	あり	● 保育標準時間利用 ● 保育短時間利用
3号認定	0～2歳児		※認定こども園(保育園部分) ※保育園 ※小規模保育事業等

## (3) 保育の必要性の認定

保育の必要性について、保護者の申請を受け、就労証明書や診断書などの客観的な基準に基づき、以下の事由に該当するかを市が認定します。

<b>就労</b>	児童の保護者が、家庭の外で常態的に仕事をする場合や、家庭で常態的に日常の家事以外の仕事をする場合  本市では、保育短時間利用で月に64時間以上、保育標準時間利用で月に120時間以上の就労が必要です(父母ともに)
<b>妊娠・出産</b>	児童の保護者が出産又は出産前後の時期にあたる場合
<b>疾病・障害</b>	児童の保護者が病気、負傷、心身に障害などがある場合
<b>介護・看護</b>	児童の同居する家庭に介護が必要な人や、長期にわたる病人、心身に障害のある人がいて、保護者が介護・看護にあたる場合
<b>災害復旧</b>	火災や風水害、地震等による災害の復旧にあたる場合
<b>求職活動</b>	児童の保護者が求職活動(起業準備を含む)を行う場合
<b>就学</b>	児童の保護者が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)する場合
<b>虐待等</b>	虐待やDVのおそれがある場合
<b>育児休業</b>	育児休業取得中に、既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要である場合
<b>その他</b>	その他、上記に類するものとして市長が認める場合